

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年11月12日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第31号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6人」を「5人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。